

公社等外郭団体関与指針（案）

第1 目的

公社等外郭団体は、県から独立した事業主体として、自らの責任及び自助努力により公共性、公益性が高い事業を行う法人である。経営責任は経営者に帰するものであるが、公社等外郭団体の経営の著しい悪化は、損失補償や追加支援等による負担が発生する場合もあるため、県にとっては財政的リスクとなり得る。一方、行政の補完的な役割を担っており、技術やノウハウの蓄積による専門性などを有しているため、有意義に活用することで、効率的・効果的な県施策の実施に、より一層寄与する存在となり得る。

本指針は、こうした公社等外郭団体に対する県の指導及び支援などの関与に係る基本的な事項を定めることにより、公社等外郭団体の効率化・経営健全化と有意義な活用の両立を図り、もって県の財政規律の強化及び県施策の効率的・効果的な実施に資することを目的とする。

第2 他の法令等との関係

- 1 公社等外郭団体に対する県の関与については、法令、条例、規則等に特別な定めのある場合を除くほか、本指針の定めるところによる。
- 2 本指針に基づく指導は、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第2条第6号に規定する行政指導である。

第3 本指針の対象とする公社等外郭団体

公社等外郭団体（以下「団体」という。）とは、資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を県が出資又は出捐している法人のうち、次のいずれかに該当する法人をいう。

- 1 資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1以上の法人
- 2 資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1未満であり、かつ、次のいずれかに該当する法人
 - (1) 県が損失補償等（損失補償、損失てん補及び債務保証。以下同じ。）を行っている法人
 - (2) 県として特に関与を要するとした法人

第4 基本的な考え方

団体による公共的・公益的な事業の実施が、県にとって必要不可欠なものとして、県は団体設立又は団体に出資若しくは出捐を行ったことから、有意義な活用を図るとともに、次の考え方により、その前提や現状の問い直し等を常に行う。

1 団体に対する関与等の見直し

県は、団体について、次の（１）に掲げる出資又は出捐関係を維持する意義が認められるかどうか、及び次の（２）に掲げる関与の内容が必要かつ妥当な水準・方法であるかを、将来見通しを踏まえつつ、不断に見直す。

（１）出資又は出捐関係を維持する意義

- ア 当初の目的を踏まえつつ現在において必要性を問い直してもなお、出資又は出捐関係を維持する意義
- イ 類似団体や民間団体などの他の担い手が存在している場合においてもなお、出資又は出捐関係を維持する意義
- ウ 県が自ら施策を実施することその他の事業手法と費用対効果を比較して、出資又は出捐関係を維持する意義

（２）関与の内容

- ア 資本金等に占める県の出資又は出捐の割合及び金額
- イ 人的な支援
- ウ 財政的な支援
- エ その他の関与

2 団体の抜本的改革

県は、１の見直しにより出資若しくは出捐関係を維持する意義が認められない又は乏しい、団体の事業が一団体を構成する量に足りないなど、必要と認められる場合は、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、団体の事業の見直し、出資若しくは出捐関係の見直し、又は統廃合などの抜本的改革に向けた調整を行う。

3 団体の設立

県は、既存の団体を活用することとし、原則として、新たな団体の設立は行わない。

第5 具体的な関与

1 団体ごとの方針の策定等

（１）県は、団体の経営及び資産債務の状況、団体が行う事業の実績、公共性、公益性、採算性及び将来見通し等、団体への現状の関与並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく各種監査の結果など（以下「経営状況等」という。）を踏まえ、外部有識者の意見を聴きながら、概ね5年に一度、団体ごとに関与方針を定め、公表する。

(2) 県は、(1)に規定する団体ごとの関与方針とは別に、平成30年2月20日付け総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」に基づき、次の要件のいずれかに該当する団体について、経営健全化方針を定め、公表する。

ア 債務超過法人

イ 実質的に債務超過である法人

ウ 近年の経常損益の状況から赤字が累積し、近い将来、債務超過に陥る可能性が高い法人

エ 県が多大な財政的リスクを有する法人

(3) 県は、(1)(2)に規定する各方針に従い、団体に対して関与を行う。ただし、関与の必要性又は団体を取り巻く社会経済情勢に変化があった場合や、団体の経営状況等が著しく悪化した場合などで早急な対応が必要になった場合は、各方針によらずに関与を行うことができる。

2 団体の経営状況等の評価

(1) 県は、団体の経営状況等について、県及び団体が継続的かつ定期的に評価を実施するための仕組みを構築し、評価を実施した結果を毎年度公表する。

(2) 県は、団体の経営状況等の評価を通じて経営上の課題等を把握した場合は、3(1)に規定する指導、1(1)(2)に規定する各方針の策定若しくは見直し又は同(3)ただし書きに規定する対応を行う。

3 団体への指導

(1) 団体における経営の効率化及び健全化

県は、理事会等の結果等や経営状況等について、必要に応じて、団体に事前又は事後の報告を求め、経営の効率化及び健全化が図られるよう、団体に対して指導を行う。

(2) 団体における計画の策定等

ア 県は、1(1)(2)に規定する各方針又は2(1)で行われた評価を踏まえ、必要に応じて、事業、収支及び人員に関する達成目標となる指標（数値化されることが望ましい）を掲げた中長期的（3年から5年程度）な経営計画を策定等するよう、団体に対して指導を行う。

イ 県は、アに規定する場合のほか、団体の自立的な経営判断に基づき、経営計画や達成目標となる指標のいずれか又は両方の策定等に努めるよう、団体に対して指導を行う。

ウ 県は、経営計画や達成目標となる指標の内容は県に事前協議の上、団体の最高意思決定機関で決定し、策定後は団体のホームページで公表するとともに、事務所に備え置くよう、団体に対して指導を行う。

(3) 団体における人員体制等の適正化

県は、人員体制等を適正化するよう、団体に対して次のとおり指導を行う。

- ア 人員体制は、業務量の変化に応じた効率的かつ弾力的な対応が可能なものとなるように努めること。
- イ 役員数は団体の規模及び業務内容等を総合的に勘案したものとし、職員数は既存事業の見直しや事務処理方法の改善等により適正化に努めること。
- ウ 役職員には職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な識見を有する人材を積極的に登用するように努めること。特に、経営責任者には民間人材の積極的な登用に努めること。
- エ 役職員に県退職者を採用する場合は、団体が必要とする識見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか、等の観点から十分な検討を行うこと。
- オ 常勤役員の報酬等は団体の経営状況、他の類似団体との均衡等を勘案した上で社会的に妥当な水準とし、職員の給与等はそれらに加えて県との均衡も勘案すること。
- カ 退職手当は、県退職者である常勤役員には支給しないこと。

(4) 団体における財務諸表等の公表等

- ア 県は、団体が作成している財務諸表等について、団体において公表するとともに、県に毎年度提出するよう、団体に対して指導を行う。
- イ 県は、提出された財務諸表等の直近5か年度分を備え置き、一般の閲覧に供するとともに、2(1)に規定する評価の結果も活用し、団体の経営状況等を一覧できる資料を作成して、公表する。

(5) 団体における監査体制

県は、監査体制を整備するよう、団体に対して次のとおり指導を行う。

- ア 公認会計士、監査法人又は監査若しくは会計に識見を有する者による、外部監査の実施に努めること。
- イ 公認会計士、監査法人又は監査若しくは会計に識見を有する者の、監事又は監査役への就任に努めること。

(6) 団体における資金運用

県は、資金運用にあたって、団体に対して次のとおり指導を行う。

- ア 経営にあたり、リスクの大きな資金運用によって運用益を得る必要のない場合は、安全かつ確実な方法を基本として、資金運用を行うこと。

イ 経営にあたり、リスクの大きな資金運用によって運用益を得る必要がある場合は、責任者、意思決定手続及び運用管理体制等についての資金運用に関する規程を整備した上で、資金運用を行うこと。

(7) 団体における法令の遵守等

県は、法令を遵守等するよう、団体に対して次のとおり指導を行う。

ア 団体として関係する法令を遵守し、制定・改廃に適切に対応すること。

イ 県が課す責務や努力義務、県が行う要請等に従った対応や取組を実施すること。

4 団体への支援

(1) 人的な支援

県は、団体の事業継続又は組織の維持若しくは活性化を図るなど、支援が必要な場合、派遣等の目的や職務の内容を明確にした上で、団体に対して人的な支援を行う。

(2) 財政的な支援

県は、団体の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費又は団体が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費に対して助成するなど、支援が必要な場合、予算の範囲内で、団体に対して財政的な支援を行う。

第6 その他

本指針の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 本指針は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 次の指針及び通知等は、廃止する。

省略

公社等外郭団体関与指針細則（案）

1 目的

本細則は、公社等外郭団体関与指針（以下「指針」という。）第6の規定により、知事が定める必要な事項を定めるものとする。

2 関与の実施体制

（1）総務部長の役割

総務部長（千葉県組織規程（昭和32年千葉県規則第68号）第7条に規定する部の部長のうち総務部を所管する部長をいう。以下同じ。）は、指針に基づき、団体に対する関与の統一を図るため、必要に応じて、総合調整を行う。

（2）所管部長等の役割

所管部長等（同規程同条に規定する部の部長のうち団体を所管する部長、千葉県教育委員会教育長及び千葉県警察本部長をいう。）は、指針に基づき、直接的な関与に関する事務を行い、必要に応じて、総務部長に報告及び協議を行う。

3 公社等外郭団体に該当する法人（指針第3関係）

（1）資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1以上の法人

公益財団法人千葉県私学教育振興財団、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団、京葉臨海鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、いすみ鉄道株式会社、公益財団法人千葉県消防協会、公益財団法人千葉ヘルス財団、社会福祉法人千葉県社会福祉事業団、社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団、公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター、公益財団法人千葉県動物保護管理協会、公益財団法人印旛沼環境基金、公益財団法人千葉交響楽団、公益財団法人千葉県文化振興財団、公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー、公益財団法人千葉県産業振興センター、株式会社幕張メッセ、公益財団法人かずさDNA研究所、一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター、株式会社千葉データセンター、千葉園芸プラスチック加工株式会社、公益社団法人千葉県園芸協会、公益社団法人千葉県緑化推進委員会、一般財団法人千葉県漁業振興基金、公益財団法人千葉県水産振興公社、一般財団法人千葉県まちづくり公社、公益財団法人千葉県建設技術センター、千葉県土地開発公社、千葉県道路公社、公益財団法人千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社及び公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議

（2）資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1未満であり、かつ、県が損失補償等を行っている法人

千葉県信用保証協会

**(3) 資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1未満であり、かつ、県として特に
関与を要するとした法人**

一般財団法人千葉県環境財団及び公益財団法人千葉県教育振興財団

4 経営健全化方針の策定対象となる法人（指針第5の1（2）関係）

(1) 実質的に債務超過である法人

事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過となる法人（土地開発公社においては、債務保証又は損失補償の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、債務保証又は損失補償を行っている県の標準財政規模の10%以上である場合も含めて取り扱うことを基本とする）

(2) 近年の経常損益の状況から赤字が累積し、近い将来、債務超過に陥る可能性が高い法人

直近3か年分の経常損益の平均が赤字（マイナス）であり、直近決算の純資産額を当該平均の絶対値の額で除した数を債務超過になるまでの年数とし、この年数が5年以内となる法人

(3) 県が多大な財政的リスクを有する法人

県が公社等外郭団体に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、損失補償、債務保証又は短期貸付けを行っている県の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している法人

5 事前又は事後に報告を求める対象となる理事会等の結果等の例（指針第5の3（1）関係）

(1) 事務管理事項

理事会等の会議結果、監査の結果、定款等の改廃、重要な財産の取得・処分

(2) 組織・人事管理事項

役職員数の増減、役員の任免、組織・職制の新設又は改廃、役員報酬の決定、職員の給与・旅費等の基準の制定又は改廃

(3) 事業管理事項

主要な事業の進捗状況及び各事業年度の事業計画の策定又は変更

(4) 財務管理事項

各事業年度の決算・予算の作成又は変更、資金運用の状況

6 公表等の対象となる財務諸表等及び一般の閲覧に供するために備え置く場所（指針第5の3（4）関係）

（1）公表及び提出の対象となる財務諸表等

ア 全ての団体共通

定款、役員名簿、貸借対照表、正味財産増減計算書等又は損益計算書若しくはその要旨、役職員の報酬及び給与に関する規程、業務の委託方法に関する規程並びに資金運用に関する規程

イ 株式会社以外の団体（アに加える）

社団法人の構成員である社員の名簿、事業報告書、キャッシュフロー計算書、附属明細書、財産目録、事業計画書、収支予算書

（2）一般の閲覧に供するために備え置く場所

千葉県文書館

7 監査又は会計に識見を有する者の例（指針第5の3（5）関係）

- （1）弁護士、税理士又は中小企業診断士
- （2）会計検査院又は公正取引委員会、金融庁若しくは国税庁の現退職者
- （3）金融機関の現退職者

8 資金運用に関する規程に盛り込む必要がある事項の例（指針第5の3（6）関係）

- （1）資金運用の基本原則（安全性の重視並びに安全性が確保されないもの又はリスクを正確に把握できないものの取得の禁止及び適宜の処分など）
- （2）資金運用の人員体制、権限及び責任
- （3）資金運用計画の策定
- （4）資金運用の際の具体的な意思決定手続
- （5）資金運用状況に関する定期的な検証及び理事会等への報告
- （6）保有し得る債券等の内容
- （7）運用限度額
- （8）欠損が生じた場合又は生じるおそれがある場合における対応方針
- （9）必要に応じた外部専門家による検証及び助言
- （10）意思決定過程を明らかにするための記録の整備

9 県が課す責務や努力義務、県が行う要請等の例（指針第5の3（7）関係）

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）等に基づく指揮監督等、各種監査、予算の執行に関する調査等及び団体の経営状況に関する資料の議会への提出に係る対応

- (2) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく職員数及び職員の給与に関する情報の公開
- (3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）等に基づく健全化判断比率の算定に係る対応
- (4) 千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）等に基づく個人情報保護に係る必要な措置
- (5) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）等に基づく情報公開に係る必要な措置
- (6) 千葉県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電力調達

附則

- 1 本細則は、令和 年 月 日から施行する。